

## 経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年6月14日（水） 午前9時56分～午後0時23分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 山宮委員長、大東副委員長、齋藤（智）、相澤、木内、野村 各委員
- 4 傍聴人 請願者（意見陳述者） 3名  
上毛新聞社記者 1名
- 5 傍聴議員 鈴木、小野塚、茂木、戸部 各議員
- 6 説明者 山口経済部長、青柳産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務局長、  
地野観光交流課長  
渡邊都市建設部長、松井都市計画課長
- 7 事務局 関上次長兼庶務係長、大島議事係長、倉澤主査
- 8 議 事 (1) 付託請願の審査  
(2) 経済部各課の所管・調査事項報告  
(3) 経済部各課の調査事項検討・意見交換  
(4) 都市建設部各課の所管・調査事項報告  
(5) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換  
(6) 今後の日程について

### 9 会議の概要

#### (1) 付託請願の審査

請願第3号 凍霜被害を受けた果樹農家への現実的な経済的支援と営農継続負担軽減ならびに産地保持の為の助成を求める意見書の提出を求める請願

○委員長 それでは、次第3、議事の(1)付託請願の審査に入る。

6月6日本会議において本委員会に付託された請願第3号 凍霜被害を受けた果樹農家への現実的な経済的支援と営農継続負担軽減ならびに産地保持の為の助成を求める意見書の提出を求める請願についての審査を行う。

お諮りする。

本件については、請願者のうちの一人に沼田市りんご組合組合長として、木内修一委員の名前がある。この点については、木内委員の一人に関する事件であると認めるので、沼田市議会委員会条例第18条の規定により、木内委員を除斥したいと思う。これに御異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長 御異議ないものと認め、木内修一委員を除斥することに決した。木内委員、退席願う。

(木内委員退席)

○委員長 それでは、審査に入る。

審査に当たり、所管である山口経済部長、大竹農林課長に出席いただいているので紹介させていただく。

それではまず、事務局に請願文書表を朗読させる。事務局。

(事務局 請願文書表朗読)

○委員長 説明が終わった。

休憩する。

午前10時04分～10時12分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

次に、当局から本件に関し補足説明を求める。農林課長。

○農林課長 凍霜被害についてであるが、先ほど話のあった本年4月上旬から下旬にあった凍霜による果樹への被害についてであるが、農林課で把握している被害状況としては、被害面積89.9ヘクタール、想定される減収量が918.3トンとなっている。

今後においては、指定災害に該当するとの報告が群馬県よりあったので、市においても市農漁業災害対策特別措置条例に基づいて、農作物の減収量が平年の30%以上の被害を受けた農家に対して、病虫害防除に要する費用の助成を予定している。

○委員長 説明が終わった。委員の皆様から何か質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 先ほどの課長からの説明だと、今回条例に基づいて助成を行うと。しかしその助成というのは肥料代だとか消毒に対する助成であって、減収に伴う経済的支援を行うということではないと。県も同じだと思うのであるが、そういう理解でよろしいかどうか確認をさせていただければと思う。

○農林課長 副委員長のおっしゃるとおり、現状では被害にあった、先ほど申し上げたように減収量が平年の30%以上の被害を受けた農家に対して、病虫害防除に要する費用の助成を今のところは考えているところである。

○副委員長 それで今回のような、先ほど説明をいただいたように3割から9割ということで全ての果樹農家の方々が被害を受けているというような中で、果樹栽培を継続していくような支援については、やはり検討していく必要があるのではないかなとは思っているのであるが、今回の被害を受けて、そういう直接的な経済的支援、収入減に対する支援については何らかの検討がされていくのかどうか、あればちょっとお聞かせいただければと思う。

○農林課長 現状では課内で一応検討はしているところであるが、実質まだはっきりしたところまではできていない状況で、県との連携をとりながら、何かいい対策がないかというところで今検討している最中である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で質疑を終了し、各委員の意見を取りまとめる。各委員は意見を述べた上で、その理由についてもお願いする。まず初めに、野村委員。

○野村委員 農業経営というのは、気候変動によって農産物の収穫に大変大きな影響を及ぼすということが往々にしてある。生産者としての備えが甘いのではないかなというような御意見も聞いているが、今回のような深刻な被害が起きた場合は、多少の備えがあったとしても、それは十分に対応が取れないというふうには理解をしている。私は今回の凍霜害で、農業生産者が就労意欲を、いわゆる営農意欲であるが、失うような結果にならないためにも、国や県の助成を求めること、これは当然だというふうには考えている。であるから、私は本請願に対しては採択で、意見書の提出を求めていただきたいというふうには考えて

いる。ただし、今後は各生産組合ごとに、こういった災害対応を十分検討されるように一言申し添えておきたいと思う。

○委員長 次に、齋藤委員。

○齋藤委員 自分も採択でお願いしたいと思う。理由は、沼田市にとってリンゴはやはり市の財源確保というものにもすごいなっていると思っている。今実際に全国的に物価高騰があって、いろいろと困難であるということも承知をしている。そんな中で、産地を維持できるというのは、長期的な視点としてはかなり重要なことだと思うので、その長期的に沼田市のためになったり、子育て世代の方が活躍できる、そういった沼田市にしていくためにも、今回このような助成を行うというのは必要なのかなと思った。あとは、自分の聞いた話は、収入保険に入っていなかった方がいるということで、そういった面でもまた勉強会などをして、周知することが必要なのかなと思っている。

○委員長 次に、相澤委員。

○相澤委員 沼田市にとって果樹農家は非常に大切な産業だと私も考えている。また、沼田市がこれから外に売り出していく名産品だとか、こういったものも必要になってくるのかなというふうに考えている。また、こちらから流通させて売るだけでなく、観光農家として来てもらう、産地として名前を売り出していく上でも、リンゴ農家さんが集積していることが大切かなと思っており、歯っ欠け状態でここは雑木林です、その隣はリンゴ屋さんですと、その隣にまた雑木林があってサクランボ屋さんがあります、という景観よりも、こう集積していることによって、その景観だったり、雰囲気づくりだとか、横の繋がりだとかそういったものもできるのかなと思うので、やはりここで例えば収入保険に入っていた農家さんは続けられます、収入保険に入っていなかった農家さんは続けられません、ということになってしまうと、これは全体的に大きな影響を及ぼしてしまうのかなと思うので、沼田の農業、産業の未来を考えても、私は今回の請願書には採択でお願いする。ただやはり、何かあるたびに沼田市のほうで予算をつけたりだとかして守ることが、今後もしかしたら想定されるかもしれないが、それにはやはり農家さんの自分たちのリスク回避のための努力というのは必要になってくるのかなと思うので、そこは必ず何か対応していただければというふうに考えている。

○委員長 では副委員長。

副委員長 私もこの請願については採択でお願いをして、意見書を国・県に提出するべきだと思う。先ほど来、他の委員の方々もおっしゃっていたが、やはりこのリンゴやサクランボを含めた果樹栽培、これが沼田の経済を支える上では、非常に大きな役割を果たしていただいていると。結果としてサクランボ狩りやリンゴ狩りに来られたお客さんは、そのリンゴ狩りやサクランボ狩りが終わったら帰っていただくだけではなくて、当然お昼を食べるなり、お土産を買っていくということで、経済波及効果は非常に大きいものがあるということで、やはり果樹栽培というのが、これからも安定的に継続できるようにしていくということは、沼田の地域経済を活性化させる上でも非常に大事な役割を担ってもらっているというふうに思うので、ここはやはり行政というか市としてもしっかりと支援をしていきながら、ぜひ事業を継続してもらえようようにしていくということが必要だというふうに思う。それから今回の凍霜害は群馬だけ、利根沼田だけではなくて、私が調べたりお聞きをしたところによれば、長野県もリンゴがもう大変、山形も大変、福島も大変。いろいろ

ろ話をどんどん聞いていくと、青森以外はもうどこもかしこも果樹の関係は被害を受けたというふうにお聞きをしているので、広域で被害を受けているわけであるから、当然これは国として対応、支援をしていく必要性があると思うので、今回の請願にあるように、国に意見書を提出して、国がしっかり支援をしていくような、そういう取組を沼田の議会としても進めていく必要があると思うので、私は先ほども言ったように、この請願を採択して、意見書を提出すべきだというふうに思っている。

○委員長 ただいまの意見は、採択4人、採択の意見が全会一致でしたので、当委員会としては、本件について採択すべきものと決定することによろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは請願第3号 凍霜被害を受けた果樹農家への現実的な経済的支援と営農継続負担軽減ならびに産地保持の為の助成を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致で採択すべきものと決定した。

以上で請願第3号の審査が終了した。傍聴の方についてはここで退席をお願いします。

(意見陳述者及び紹介議員退席)

○委員長 なお、本日の審査結果についての委員長報告は、常任委員会終了後まとめたいと思うのでよろしくをお願いします。

経済部長、農林課長はここで退席をお願いします。

(経済部長及び農林課長退席)

○委員長 それでは、審査を終えた請願第3号は採択すべきものと決定したが、本会議で採択された場合は、意見書の提出となる。ここで参考に請願者からの意見書案があるので、御確認いただきたいと思う。事務局に意見書案について朗読させる。事務局。

(事務局 意見書案朗読)

○委員長 朗読が終わった。委員の皆様から何か意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、この案で議長に提出する。

(木内委員、経済部入室)

## (2) 経済部各課の所管事項報告

○委員長 それでは、次第3の(1)、経済部各課の所管事項報告に入る。

### ア 産業振興課

#### ・所管事項報告

○委員長 最初に、産業振興課の所管に係る事項について、報告をお願いします。産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、産業振興課の所管について報告する。

所管・調査事項報告の1ページを御覧いただきたい。

初めに、報告事項1の新規学卒就職者研修会について報告する。

令和5年3月に高等学校、大学、専門学校等を卒業して利根沼田地区の事業所に就職した人を対象に、6月27日にW a l t zホールにて研修会を開催するものである。本事業は、令和元年度までは「新規学卒者激励親睦のつどい」として、食事の時間を挟んで開

催していたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止となった後、令和3年度以降は研修会のみで縮小開催で行っており、本年度も同様の予定である。現在、企業を通じて参加者を募集している。

次に、報告事項2の「沼田まつり」ふるさと納税型クラウドファンディングについて報告する。

沼田市では、4年ぶりの開催となる沼田まつりを盛大に開催するため、全国から支援をいただく仕組みとして、ふるさと納税型クラウドファンディングの実施を計画し、本議会に補正予算案を上程している。

実施期間は6月19日から7月31日まで、目標金額120万円、寄附金の使途は、祭りの主役となる神社みこし、まんどう、町みこし、子供みこし、天狗みこしなどの、各行事の運営にかかる費用にプラスして、安全かつ盛大な祭り運営のため、活用させていただくことで計画している。

本プロジェクトへの寄附は、通常のふるさと納税同様、寄附金控除の対象となる。

また、市外の支援者に対しては、寄附額に応じてふるさと納税の返礼品を贈らせていただく。

沼田まつりについては、企業や団体の皆様から実行委員会に対して協賛金をいただいているが、個人の方々から支援をいただく取組としてクラウドファンディングを企画したものである。補正予算議決前の事案ではあるが、御報告させていただいた。

産業振興課の所管事項の報告については、以上である。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。最初に報告事項1、新規学卒就職者研修会について。副委員長。

○副委員長 研修の内容というか、こういう研修をするのだというのを一つ教えていただきたいのと、あとおおむね何人ぐらい参加を予定されているのか、分かれば教えていただきたい。

○産業振興課長 まず新規学卒就職者研修会の内容であるが、2ページ目に開催要項を記載しているが、7番に内容の記載がある。新入社員のフォローアップ研修として、コミュニケーションスクールともこ塾の関先生にお世話になっているが、この先生については、令和4年度末に、同じ新規学卒就職者の方を対象として、新社員となる上での初歩的な心構えについての御講演をいただいているが、今回の研修はそのフォローアップとして、就職後3か月経過した中での職場での課題であるとか、コミュニケーションであるとか、そういったものについて、ワークショップ形式で、グループでいろいろ話し合いをしながら問題の解決をするなど、今後の就職の定着につなげる趣旨となっている。このほか、ハローワークの所長さんによる激励であるとかそういったものを予定している。また、予定人数であるが、令和4年度末に同じ方々を対象として実施した研修の参加者が、15事業者41名であったが、今回はさらにそれ以上、41名よりも多くなるのではないかとこの予定で現在募集をしているところである。

○副委員長 分かった。それで研修の内容なのであるが、先ほど課長から説明をいただいた関先生からの講演にとどまるだけではなくて、グループ分けをして、そこでそのグループごとに話し合いをするという理解でよろしいのかどうか、再度確認させていただきたいと思う。それから、参加人数の見込みであるが、令和4年度末に同じようなことをやると

きに、15業者41人が参加してそれより増えるだろうということなのであるが、大体去年に就職をされた新卒の方というか、高校なり大学なりを卒業されて利根沼田の企業に就職をされた方というのは大体何人ぐらいいるのか、把握はされているのか。分かれば教えていただければと思う。

○産業振興課長 まず、関講師による研修の内容であるが、講義にとどまらず、グループ分けをして、実際に3か月勤めたところでの職場内のコミュニケーションであるとか、仕事をやる上で疑問を感じたことなど、随時話し合い、グループ発表などをしながら、関講師からアドバイスをもらって、今後それぞれの職場に持ち帰って生かせるような内容を目指している。

また、令和5年のこの4月に新卒で市内に就職した人数ということであるが、高等学校の新規学卒者の就職紹介状況について、ハローワークからの資料で把握しているところであるが、令和4年度末、令和5年3月の状況であるが、就職決定者は107人であった。就職内定率は100%ということで、希望した人全員が就職しているような状況である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、2の「沼田まつり」ふるさと納税型クラウドファンディングについて。齋藤委員。

○齋藤委員 クラウドファンディングについてであるが、目標が120万円ということであったが、これは達成可能なのかとか、この120万円という目標を設定した根拠、またどういった手立てでこれを達成していくのか、教えていただければと思う。

○産業振興課長 まず、120万円の目標額であるが、沼田まつりについては、沼田まつり実行委員会の予算として実施しているものなのであるが、沼田市からは負担金を支出している。実行委員会の予算は、市からの負担金のほか、各事業所や団体からの協賛金、また会議所、観光協会からの負担金等で構成をされているものである。全体を通して見たときに、令和元年度までと比較したときに、様々な経費が、燃料費も含め、人件費、警備員等の単価が上がっているというところと、また会場を今年度より旧中央公民館跡地にメイン会場を移したことにより、そこのところが全くの更地であり、電源等の設備も新たにかかるような中で、非常に事業費がかかっている。そのような中で不足している部分について試算したところ、120万円程度見込まれるため、目標金額を120万円とさせていただいた。

達成可能かというところであるが、達成を目指してしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えている。達成するための手立てであるが、SNSであるとか、様々な媒体を使って広く全国に呼びかけることにより、できるだけたくさんの御寄附がいただけるような形で進めてまいりたいと考えている。

○齋藤委員 はい。大丈夫である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で産業振興課を終了する。

## イ 農林課

### ・所管事項報告

○委員長 続いて、農林課の所管に係る事項について、報告をお願いします。農林課長。

○農林課長 農林課の所管事項報告について説明させていただく。4ページを御覧いただきたい。

まず、ぬまたブランド農産物の募集についてであるが、令和5年度も例年同様に6月1日より募集を実施している。

また、今まで認証されたブランド農産物も含め、広く市民に知っていただくために市のホームページ等の掲載により周知をしている。

令和4年度には4品目の認証があり、令和5年4月1日現在において、延べ認証数は88品目、認証産品数としては70品目となっている。

本年度も申請があれば、来年の2月に審査会を開催し選定する予定である。

次に、林道三峰東線の現状についてであるが、5ページを御覧いただきたい。

三峰山において、令和3年6月上旬に太陽光施設設置のための伐採・土砂搬入等が行われ、搬入路として使用した林道三峰東線において破損等が発生した。

当時は手続等の不備もあり、関係機関及び関係する近隣区長と協議し、開発行為の作業中止及び令和3年7月7日より林道の全面通行止めの措置を行った。

林道においては、2年経過した現在も通行止めとなっている状況であり、農林課としても定期的に林道のパトロール等を実施し、現況確認を行っている。

林道の現状については、添付させていただいた資料6ページから8ページのように、破損した箇所部分的に砂利の補充等による応急処置の対応をした状態である。

先日、農林課において当事者と現地の立ち会いを実施し、現状を確認し今後について協議を行った。

林道の復旧につきましては、土砂条例及び太陽光開発を含め、関係部署と連携を図りながら協議・指導を行い、早期の全面通行止め解除に向けて取り組んでいきたいと考えている。

以上、農林課の所管事項報告とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行う。まず報告事項1、ぬまたブランド農産物の募集について。副委員長。

○副委員長 現在の状況でブランド農産物が88品目あるということなのであるが、実際ブランド農産物の売上状況というか、大体どれぐらいになっているのか。例えばブランドの認証を受けてないものと比較をした場合、多いのか少ないのかというのを含めて、分かれば教えていただければと思う。

○農林課長 農林課として把握しているブランド農産物の販売状況であるが、令和4年度はまだ集計中というか、業者さんのほうで各農家さんとか、そちらのほうからまだ正確な報告が上がっていない部分があるので、未確定の状況であるが、令和2年度、3年度においては、令和2年度が約2億5,000万円、令和3年度が14億円という報告にはなっている。

○副委員長 令和2年度から令和3年度、14億になったのであるから、7倍近く、6倍以上増えているわけなのであるが、増えた原因がどこにあるのか、分かれば教えていただ

きたいと思う。あと、例えば川場村の雪ほたかが毎回品評会なんかに出て、それで優勝なり、成績が非常にいい、優勝するとかそういうことで、それを売り物にして、結構知名度を上げてきているという感じがするのであるが、沼田市も同じように、お米だけじゃなくいろいろなものの品評会に出して全国的に認知度を上げていく、そういう品評会の中で優勝するとか賞を取るといことは、知名度を上げていく上では有効かなというふうに思うのであるが、そういったブランド農産物をどんどん品評会なんかに出して、さらに全国的に知名度を上げていく、また宣伝をする際の効果としてあるのではないかと思うが、そういった取組については何らかの検討をされているのか、お聞かせいただければと思う。

○農林課長 先ほど申し上げた売上げが極端に上がった理由としては、大手の集出荷事業者さんが令和3年に入って、ほぼその事業者さんの売上、その事業者さんが十何億という売上げが出ているので、それが主で、ほかのところに関してはほぼ横ばいである。大体2億円前後である。

それと、品評会についてであるが、こちらについても農林課として検討はしているが、作っていらっしゃる方の意向もあるので、その辺は強制できない部分があるので、問合せ、相談等があれば、うちのほうでも検討していきたいと考えている。

○副委員長 売上げが伸びたのは分かった。それから、品評会の関係なのであるが、やはりぬまたブランド農産物の知名度を上げていくという戦略を持っていく必要があると思うのである。農家の方々、生産者の方々の意向だけにとどまるのではなくて、これから沼田のブランド農産物をどう日本中に広げていくのか、知名度を上げていくのかという、この戦略を農林課で持っていく必要があるのではないかと。その一つとしてそういう品評会に出してもらって、優勝するとか賞を取るといようなことによって、沼田の農産物の知名度を上げていく、また質の向上を進めていくということにつながるのではないかと思うので、その辺の戦略を持ちながら、農家の方々と協議をしていくことが必要ではないかなと。非常にいい事業であるし、いいものをたくさん作っていらっしゃるというのは思っているので、全国に出して恥ずかしいとはもちろん思わないので、せっかくいいものを作っているのであるから、そういう形でどんどんこの戦略を農林課が持って、生産者の方々と協議をしながら、さらに知名度を上げていく、販路拡大をしていくという取組が必要ではないかと思うが、何らかの検討なりがされているのであればお聞かせいただければと思う。

○農林課長 おっしゃるとおり、それが一つの方法にもなると思うので、今のところは実質的な検討というか、そういったものはないが、今後検討していきたいと思う。よろしく願います。

○委員長 ほかに。齋藤委員。

○齋藤委員 ぬまたブランドなのであるが、消費者はどういったターゲットというか、どういった層に向けて発信をしているのか、ちょっとお聞きしたいなと思う。というのも、一方的にこちらがぬまたブランドです、というふうにやっても、それが届いて、消費者が買いたいなというふうに思わないと、なかなか購入には行き着かないと思うが、どういった層を狙ってこのぬまたブランドを売り出していこうと思っているのか。お聞きしてもよろしいか。

○農林課長 どういった層を狙って、という意図は特に持っていないのであるが、基本的



に各農家さんの、こういったブランド農産物を、いろんな媒体を使って沼田市としても周知をしながら、また他の観光等も含めて、連携しながら周知を行って、販路拡大や販売促進に努めているところであるので、具体的な消費者を問うたら、という話ではなく、周知をしてその中で販売等を進めていっているという形で今やっている。

○齋藤委員 この沼田の強み、ぬまたブランドとして売り出していくためには、やはり沼田の強みをアピールしていくことが大事だと思うが、他の地域には負けない沼田の強みというのはどのように考えているのかお伺いする。

○農林課長 先ほどの話の中でもそうなのであるが、こちらからこれをやってくれあれをやってくれ、というのではなくて、やはり農業者の方から、こういったものを作りたい、そういった中で相談しながらいろいろ決めていくような状況であるので、今後においても、各ブランド農家さんと合わせながら進めていきたいと思っているので、全部が全部というわけではないが、各農家さんの品目としては全部が強みと考えているので、今後もそのまま進めていきたいと思っている。

○齋藤委員 こちらのぬまたブランドはどういった市町村、自治体を参考にしたのか。もし参考にした自治体があれば教えていただきたいと思う。

○農林課長 参考とした市町村というか、他の自治体という話であるが、基本的には独自で沼田のブランドという形で立ち上げたものであるから、出だしは特に参考という形はないのであるが、始めてもう5年以上たつので、その中で他の市町村の事例も参考にして現状進めているところである。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 私から2点質疑がある。1点目が、ブランドの認定を受ける前と受けた後で売り上げが大きく変わるのか、どれくらい変わるのかというのが1点目の質疑である。それと2点目の質疑として、品目が88品目あると今伺ったが、その中で例えばこの品目とこの品目を掛け合わせて新たな加工物を作るだとか、そういった取組は今後何か考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたい。

○農林課長 観光農園に関しては現状のまま売っていれば普通に集客できて、また自分でPRして宣伝ができると思うが、ブランド認証、認定を取ると、本人も周知、PRができるし、さらにうちのほうで独自のラベル等、いろいろあるので、沼田市が認定したブランド品であるという一つのブランドという形でうちのほうでもPRさせていただく部分があるので、現実そこまで比較したことはないが、多分売上げが上がっていると考えている。また、品目が今、現状88品目認定されたところであり、その中で、先ほど言ったように掛け合わせというか、ブランド農産物同士で何かするという案はちょっと今まで私も考えたことはないが、今後の参考とさせていただきます。

○相澤委員 それで私もこの取組、すごく興味があるというか、すごくいい取組だと思うので、沼田の農産物、都心部でも誇れるものがあるのかなと思うので、どうやったら高付加価値で取引がされていくのかということ、先ほど副委員長もおっしゃったように、そこをもう少しこう、一緒に考えていければと思うので、ぜひよろしく願います。答弁は結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長 それでは次に、2の林道三峰東線の現状について何かあるか。野村委員。
- 野村委員 今この資料の写真を見させていただいているのであるが、この林道三峰東線というのは結構距離があるのか、今現在修復の進捗状況は全体の何%ぐらいなのか。
- 農林課長 現状、2年前に破損されてしまった状況から、先ほどの答弁のとおり碎石の補填のみで、実質現状の復旧はされていない、応急処置のみでやっている。
- 野村委員 そうすると今後の、いわゆる車両の重量制限、こういったものは検討されているのか。
- 農林課長 今後手続等が整えば、太陽光開発の事業が始まると思う。そのときにまた林道三峰線を通るような形になるかと思うが、その段階でどういった重機が入ってくるか、どういった重車両が入ってくるかも含めて、最終的に当事者とまた協議して、最終的に綺麗に復旧していただくという形で今協議を進めているところである。であるので、どこまで重車両が入るかというところまでは、今のところ確認が取れてない状況である。
- 野村委員 問題はやはり重量のある車両があそこに入ってくると、結局元の木阿弥になってしまうのである。それなので、市のほうからそこは、今後太陽光の工事が始まる予定であるから、当然重量のある車が入ってくる、これはもう間違いないと思う。であるからせめて、この林道全体に鉄板を引いていただいて、その上を車両が通るということを大前提で、強くその辺は事業者に対して申出をしていただければと思うが、その辺のところはいかがであるか。
- 農林課長 添付させていただいた6ページの写真を見てもらうと分かるのであるが、当時の開発のときにも、うちのほうの指導の下、ここに鉄板を敷いてもらったような状況があり、今後開発が進むようであれば、同様に部分部分に鉄板を敷いてもらうような形でやっていただくように話は進めている。
- 委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長 なければ以上で農林課を終了する。  
休憩する。  
午前11時02分～11時07分
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

## ウ 観光交流課

### ・所管事項報告

- 委員長 続いて観光交流課の所管に係る事項について、報告をお願いします。観光交流課長。
- 観光交流課長 観光交流課の所管する事業について御報告させていただく。今回、イベントのお知らせとなる。  
まず、1点目であるが、たんばらラベンダーパーク祈願祭についてである。10ページのチラシのとおり、本年度もたんばらラベンダーパークが、7月1日(土)から8月27日(日)の58日間の予定で営業となる。  
そのオープンに先立ち、安全祈願祭が来週水曜日、6月21日に関係者により開催される。

次に、2の都市間交流事業、新宿区の四谷ひろばにて開催される、四谷ひろばフェスについてであるが、こちらのイベントは昨年度も開催されている。本年も6月18日(日)に本市の観光PRとともに新鮮な野菜や加工品を持参し、会場にて直売を行う予定である。詳細については、11ページのチラシを御覧いただければと思う。

続いて、3のつなぐ棚田遺産「石墨棚田ホテル祭り」についてであるが、県内で初めて、つなぐ棚田遺産に認定された石墨棚田を会場に、同祭り実行委員会と、薄根地域ふるさと創生推進協議会の共催により開催される。

鑑賞会としては、令和2年度から行われていたが、祭りと銘打っての開催は初となる。

また、このイベントのオープニングとして、前橋市出身のポップス尺八奏者である、すみれさんによる演奏が行われ、以降のイベントを盛り上げていただく。詳細については12ページのチラシのとおりとなるので、御覧いただきたい。御都合のつく委員各位においては是非、御来場いただいてホテルを觀賞いただければというふうに考えている。

観光交流課からの報告事項は以上となる。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。まず1、たんばらラベンダーパーク祈願祭について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ2、都市間交流事業「四谷ひろばフェス」出展について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ3、つなぐ棚田遺産「石墨棚田ホテル祭り」について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で経済部各課の所管事項報告を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの提案どおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

○委員長 入れ替えのため、休憩する。

午前11時12分～11時12分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

### (3) 経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは(3)の経済部各課の調査事項検討・意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、願います。野村委員。

○野村委員 たんばらスキー場の件なのだが、沼田市が市民全体にたんばらスキー場のリフト券を無料配布している。それでスキー場の券を、例えば、子供が東京のほうに行っている、学生なり社会人が冬実家に帰ってきて、親は当然高齢だからスキーなんかできない

から、もったいないからこれを持って行って、スキーをたんばらで滑ってくればと言って渡して、子供が行ったら、沼田市に住んでいないというのでその券が使えないという話があちこちから出ている。それは、たんばらスキー場に来るお客さんの中の全体の数から見ればものすごい微々たるものなのである。それを沼田市に在住していないからという理由で、その券が使えないと。こんな馬鹿な話はないだろうということで、だったら無作為に沼田市が市民全体に配る必要はないだろうという意見があちこちから出ているのである。その辺のところを、沼田市とたんばらスキー場で、何かいい解決策というのか、そういうものを検討しないと、あまりあの券の利用頻度が少ないのである。そういうことにも使えないと。だって子供が行くのであるから。その子供が東京に住んでいても、親がもらった券を子供に使ってもらうのが、使えないという馬鹿な話はないだろう。そこはだから、印刷して無料で配った券が、せつかく持っていったら使えないというのでは何の意味もないのでそれでは。だから、もうちょっとその辺を考えたほうがいいのではないかなど。いろいろそういう意見が出て、直接そういう話を聞かされているので、ぜひそれを協議してもらったほうがいいのではないかと。

○委員長 何か意見があれば。意見交換なので。木内委員。

○木内委員 全く同様の考えである。地元のスキー場でもあるので、スキー場の内部の方とコンタクトを取らせていただく。

○委員長 いわゆるその取り決め、どんなものだからというのをまず当局にと……。

当局に聞いたほうが早いか。休憩する。

午前11時17分～11時25分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

それでは、引き続き経済部の調査事項検討・意見交換であるが、何かあるか。副委員長。

○副委員長 コロナ禍の中で望郷の湯、しゃくなげの湯が、非常に経営的に厳しくなってきた。今度6月議会に報告が出ているって、なかなか大変で、施設が古くなってきているのがなかなか直せない。特にしゃくなげの湯、補修というか改修、もうできて20年ぐらい経っているの、改修計画や、やはりコロナ禍が終わって、お客さんをどんどん入れていくということに向けて、施設の改修だとか、職員の対応を含めて、そういう計画あるのかと。それぞれの公社とどういう協議をしているのか。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 予算のときにちょっと産業振興課長に質疑したが、t e n g o o のことで。コンビニの対応が、沼田は聞くところによるとインターチェンジのところのセブンイレブンだけしか使えないと。ところが同じ電子地域通貨で後から始めた渋川は、ほとんどのコンビニで使えるのである。それはコンビニ側の対応がそれをやるといろいろ厄介な手続があるので、腰が重くって、手を挙げてくれるコンビニが少ないのだという説明だったのだが、やはりせつかく t e n g o o がフレッセイでも使えるようになったり、セキチューでももちろん使えるようになったり、それからヤマダ電機でも使えるようになったり、いろいろなところで使えるようになって、使う人がだんだん増えてはきている。現実にもっと、要するに t e n g o o が普及するには、やはりコンビニで使えないと、頭打ちになってしまうのである。だからそこをもうちょっと調査研究してもらえないかなと思ったのである。

○副委員長 高齢者はスマホを持っていない人が多いから、カードで使える店をやはり増やしていく必要があると思う。

○野村委員 そうである。高齢者はスマホが苦手だから。

○副委員長 さっき野村委員がおっしゃったように、コンビニなんかで使える店舗を増やすなどしていくということで、さらに利用店舗を増やしていくということと、カードが使えるお店を増やしていくということについてどう考えているのかというのをちょっと聞いてもらって。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ経済部の調査事項の検討と意見交換を終了する。ここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 ほかにないようであればそのようにさせていただく。よろしく願います。

(※調査事項としてはもう1点、都市建設部の所管に係る調査事項検討の中で出た「横塚工場適地における給水をどのように考えているか」があり。)

○委員長 それでは準備のため休憩する。

午前11時35分～11時38分

(当局入室)

○委員長 それでは休憩前に引き続き会議を再開する。

#### (4) 都市建設部各課の所管事項報告

##### ア 都市計画課

##### ・所管事項報告

○委員長 それでは、次第の3、(4)都市建設部各課の所管事項報告に入る。最初に、都市計画課の所管に係る事項について報告をお願いします。都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課から報告する。三峰林道盛土箇所の開発のその後の状況についてであるが、昨年度からの継続の案件であるが、委員会の構成も変更になっているので、簡単に概要から説明させていただく。別添資料を御覧いただきたい。

事業地は、沼田市宇楚井町字手水場、三峰山河内神社駐車場の東側である。開発の概要は、太陽光の発電所であり、面積約0.5ヘクタールの計画である。問題の発端としては、令和3年6月に地域住民の通報により、大型ダンプによる土砂の搬入が発覚し、事業者聞き取りを行った結果、未申請による行為であることが確認された。これまで、土砂条例所管の環境課、林道管理者である農林課、群馬県廃棄物リサイクル課等と連携し、事業者に対し適正な諸手続を行うよう指導してきた経過がある。令和4年6月、持ち込まれた土砂について、群馬県廃棄物リサイクル課の指導の下、事業者が土壌検査を行い、産業廃棄物等の有害物質の混入がないことが確認されたので、土砂条例の申請に関する協議が進められ、令和5年3月に環境課に提出となった。

その後、都市計画課としては、地域開発事業指導要綱による助言等を行いながら、事業者からの正式な事前協議書の提出を待っている状況である。事前協議書の受付後は、事業者と文書による助言、指導等を行い、それに対し事業者からの文書による回答を求め、協

議が整えば開発事業に着手することとなる。

都市計画課からの報告は以上となる。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について質疑を行う。まず、三峰林道盛土箇所の開発のその後の状況について。副委員長。

○副委員長 開発条例に基づく今協議中だということになるのだと思うが、結果として協議中であるから、現状が全く変わらない、要するに土砂の流出を食い止めるような対策も取られない、現状のままでいくということになるのかどうかということを確認させていただきたいのと、何といっても問題なのは、とにかくあそこに盛られている土砂が流出をしないように、災害を起こさないようにしていくということがまず第一ではないかと。であるから、協議中だから何もできないというのであれば、下流域の人たちは常に危険にさらされている状況が続くわけであるから、やはりそこを、不安を払拭するような対策を講じていかななくてはならないかと思うが、その辺の協議や対策というのはどのようにされているのかお聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 まず1点目の開発の協議中ということなのであるが、まだ協議の段階に入っていないというところになる。事前協議書ということで添付資料がいくつかあるが、その資料等がまだ整っていないという状況なので、開発の協議をしている状況にはまだ至っていないということになる。

2点目の、土砂が流出しないようにということで、不安の対策はというところであるが、現状、今その書類を整えている状況で、現場については、市役所の中で農林課であったり、環境課であったり、都市計画課が、大雨の後だったり、あとは定期的に現場を確認には行っている状況になる。

○副委員長 分かった。書類がまだ完全に提出をされていない、不備があるみたいなので完全に提出されていないということなのであるが、開発事業者は、いつ頃そういう必要な書類等を整えて本格的な協議に入る、事前協議に入っていくというのが大体どれぐらいになるのかということをお聞かせいただきたいのと、先ほど言ったように、土砂、盛土が流れないようにしていく、崩れないようにしていくと。いろいろ点検はそれぞれでしていただいているわけであるが、いつ流出するかというのは、これはもう全く誰もが分からないわけであるから、今日点検をして大丈夫だったが、明日雨が降って流出しました、では困るわけであるから、やはり早急に安全対策というのを講じていく必要があるのではないかと思うが、その辺での相手方の事業者との協議については、どのような協議をされているのか。相手方はそういう土砂、盛土が流出をしない、災害を起こさないような対策についてはどのように考えているのか、また対応していこうとしているのか、分かればちょっと教えていただきたい。

○都市計画課長 まずは、書類が整っていない状況の中、その協議が整って初めて工事に着工できるわけになるが、その状況に1日でも早く到達できるように事業者にはなるべく早くその書類の作成をお願いしているところになる。その書類が出るまでの間については、市役所を中心に、パトロールをするしか今のところ手立てがないわけであるが、いずれにしろその書類をなるべく早く出していただくようお願いしていこうと考えている。

○副委員長 悪く捉えれば、業者が書類を出さないでずっといけば、盛土だけがされてずっと放置されたままでいくという可能性がなきにしもあらずと。書類を出して協議が始ま

って、それが整ってそういう安全対策、何ができるということになると、ずっと書類が整いません、まだですまだです、と言っていれば、ずっと何もしないまま放置ができる状態が続くわけになるのではないかと。だからやはりそこが心配なわけで、いつ盛土が崩れるか分からない状況にある中で安全対策というか、盛土が崩れない、下流に流れないように対策を講じていく必要性というのはあるので、やはりそこは、課長は早めに書類を出してくれと業者に言っているとはいいいながら、なかなか、もうこれはできて2年ぐらい放置されたままの状態が続いているわけであるから、これ以上放置を、あの状態を続けさせるわけには、私はいかないと思うので、やはりそこはしっかりとした対応なりをしていく必要があると思うが、例えばそういう安全対策を強制的に相手の業者にやらせるというようなことは法律上、手続上ちょっとできないことになるのか。今回のような場合は。

○都市建設部長 今の、災害対策を強制的にさせられるかということなのであるが、基本的には開発行為には満たないというか、あくまでも個人の土地に今土砂が置かれていて、それがちょっと危険な状態であることは確かなのであるが、指導をすることは可能なのであるが、それを強制的にということは、現在の状況ではちょっと無理かなという感じである。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 そもそもあそこは雑木林だったのである。渋川市の会社が誰かに頼まれて伐採をして、伐採が終わった途端に昼夜を問わず大型のダンプが土砂をどんどんあそこへ持ってきたのである。それで騒ぎになったのである。それで持ってきた土砂が産廃になるかどうか調べたほうがいいよとか、あれは単なる不法投棄じゃないかとか言って、沼田市の環境課の職員の皆さんも大変御苦勞をなさって、県も本気で産廃かどうか、要するに危険な成分が混入していないかいろいろ調べてみた結果、どうも産廃ではないというような。

太陽光発電をやるのに、伐採をしたところに土砂を入れたっていうこと自体がもう既に……。なんで太陽光発電所を作るのに、伐採をして平地ができたところに泥を持ってきたのかというのが、みんな合点がいかないわけである。だから本当に太陽光発電をやるのか、太陽光発電というのは苦し紛れの方で、そういう話に持って行って不法投棄の闇を太陽光発電で消そうとしているのか。その辺のところはものすごく疑惑なのである。早い話が。

だから沼田市は、私の個人的な意見になってしまうが、基本的にはあそこに太陽光発電ができるという可能性はほとんどゼロに近いのではないかと思う。

それで、申請を出している人も知っているが、そんな資力があったりする人ではないし。だから、私が市によくお願いをしたいのは、おそらく太陽光発電はあそこに設置はしないと思うから、後始末をどういうふうに市が考えているのか。そうなった場合の。泥があのまま放置されるということは、下流にいる人たちにとってみると、特にあの下に正行院というお寺があるのであるが、もしあの土砂が一気に流れ出すと、正行院がちょっとやばいのである。だから沼田市のほうでは、もう2年かけて具体的な話が一切進まないというのは、もう太陽光発電はできないというふうに考えたほうがいいかなと。そうなれば、もうちょっと道路の土砂の取扱い、そっちのほうを県と連携をして、元に戻せるような手立てを検討していただいたほうが、市民の安心感からいったら、それが一番いい策ではないかと思うが、その辺のお考えがあったらお聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 現時点では計画協議書ということで、開発の協議をいただいているので、やることを前提として、都市計画課としては指導監督をしていきたいとは考えている。ただその後、あまりにも着工しないとか、そういう事態になったら、関係する課と協議しながら適正な処置ができるように検討は進めてまいりたいと考える。

○野村委員 今課長がおっしゃるとおりで、もうある程度期限を決めて、やるかやらないのかははっきりしていただきたいという、ある程度強い姿勢で対応していただければと思うが、よろしく願います。答弁は結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市計画課を終了する。

以上で都市建設部の所管事項報告を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午前11時56分～11時56分

○委員長 会議を再開する。

##### (5) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは、次第の(5)都市建設部についての調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上願います。副委員長。

○副委員長 引き続きこの三峰の盛土については、やはり状況の報告をしていただきたいと思いますと思う。

それともう1点、浄水場の新築移転の話が出ているが、例えばこういう場所に移転をしたいと考えているとか、お金がどのぐらいかかるかみたいな積算をしているのかどうか、10年ぐらいというふうに言われてはいるが、どれぐらいの計画を持って対応していくのかということをちょっと改めて1回聞いてみたいと思う。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 横塚工場適地の関係で、水道をどのように考えているのか。あそこは横山市長のとときに、工業用の水は井戸を掘ったので一応対応できるという話にはなった。けれども、工業用と言っても井戸水がどこまで対応できるのか、私は専門家ではないから分からないが、小野塚議員が一般質問で市長に質問した、要するに工場を誘致することになった場合に、そこで使う水というのがある程度、水の成分的なものがちゃんとしているものでないと、駄目じゃないかという質問があったが、私も同感で、飲料水はもちろんだけれども、あそこに企業誘致をするということになると、それなりに沼田市の上水道を



本管で引いてこないと対応できないのではないかなと思うのである。その辺のところをどのように市は考えているのか。そこをやはりちょっと調査してもらって。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市建設部の調査事項の検討及び意見交換を終了する。ここで調査事項について事務局に確認させるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市建設部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

(※横塚工場適地への給水についての調査事項項目は、委員会終了後所管課に聞き取りを行い、委員長に確認の上、都市建設部上下水道整備課ではなく経済部産業振興課へ通告することとなった。)

#### (6) 今後の日程について

○委員長 それでは、(6) 今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。皆様そのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしく願います。

ほかに、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。

#### ※その他特記事項

(1) 常任委員会での行政視察について、次回の委員会の際に各委員の意見を聞き、協議することとした。

(2) 今回の凍霜害について、常任委員会として被害農家への直接的経済支援を市へ求める要望書を提出することとした。なお、要望書案は副委員長が作成し、委員間で確認した後、6月中をめどに委員全員で市長に提出することとした。